

第2回 大阪府性犯罪・性暴力被害者支援有識者検討会議 <概要>

■日 時：令和7年10月1日（水） 16時00分～18時00分

■場 所：大阪府庁新別館北館1階 災害対策本部会議室

■出席者：【検討会議委員】※敬称略・五十音順

　　«座長»大岡 由佳（武庫川女子大学 教授）

　　大道 乃里江（大阪教育大学 教授）

　　小幡 隆（大阪府警察本部刑事部捜査第一課 管理官）

　　北本 純子（弁護士 大阪弁護士会犯罪被害者支援委員会 副委員長）

　　木村 正（地方独立行政法人堺市立病院機構 理事長）

　　高野 龍輔（大阪府警察本部総務部府民応接センター犯罪被害者等支援室 室長）

　　田中 由美（大阪府貝塚子ども家庭センター 所長）

　　仁科 あゆ美（一般財団法人大阪府男女共同参画推進財団 理事・本部長）

　　平山 照美（大阪府こころの健康総合センター 所長）

【オブザーバー】

　　木村 弘子（特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター 事務局長）

　　久保田 康愛（特定非営利活動法人 性暴力救援センター・大阪 SACHICO 理事長）

　　八幡 真弓（Praise the brave 代表 性暴力・DV 支援者＆被害当事者活動家）

1 性犯罪被害当事者による講演

（資料により八幡代表から説明）

八幡代表）

○私は支援者であり、性暴力とDVの被害当事者として活動。私のライフストーリーと被害体験から、逆境的小児期体験や暴力体験等の影響により危機に対してうまく対応できず、複数回の性暴力被害に遭うことがあるとわかつていただけたと思う。また、性暴力についての知識を持っていても、直接的な暴力に対抗することが難しいこともわかると思う。

○被害当事者になった私は、社会にあふれる偏見、差別、二次加害に直面する。二次加害は、批判的な内容もあるが、一見、同情的で共感的な言葉の中にも沢山ある。二次加害はとても深刻で、心身の状態を悪くし、生きることを諦めさせてしまうこともある。また、二次加害には親切や配慮が動機で行われるものも多く、深刻さをわかってもらうのが難しいという側面がある。

○一時的な被害は、加害から離れることで止まる、減ることははあるが、二次加害は止まらない。テレビ、ネット、人の言葉からどんどん飛び込んでくるので、日々永遠に増え続けていく。それは本日、今現在も増え続けている。

○そんな中、私は2018年にPraise the braveの活動を開始し、トラウマインフォームド・ケアに出会う。私は、トラウマインフォームド・ケアは、心の怪我に対するバリアフリーであり、公衆衛生の概念だと理解した。身体に障がいがある人が、安心して自由に生活することをめざし、点字ブロックとかスロープを設置するように、心の怪我による障がいがある人でも安心して生活できるようにトラウマの知識、対応方法を社会に浸透させようという概念。現在は、国際基準の中でも被害当事者支援にトラウマインフォームド・ケアは必須となっている。

○社会がトラウマインフォームド・ケアになると、当事者の再トラウマ体験（二次加害の体験）を少なくする。私が危機的、大変だと思っていたものが減ることは素晴らしい。また、ケアティカ一側の疲労、バーンアウトもなくする。私は支援職でもあるので、バーンアウトが少なくなることも素晴らしいと感じた。

○被害当事者をトラウマインフォームドで見ると、目の前の人人が困った人でなく、困っている人

- だとわかるようになる。そうすれば、トラウマインフォームドなケア、トラウマを前提としたケアを提供することができるようになるはず。
- このため、トラウマインフォームド・ケアに則った信頼と透明性のある被害当事者中心のチーム作りをやっていただきたい。支援の効果が高まり、再被害や再発のリスクが下がると言われている。
- しかし、トラウマインフォームド・ケアは被害当事者に向けて一方的にケア的にならうという内容ではない。支援者側のこともトラウマインフォームド・ケアに見ていただくことができる。組織全体で対策し、支援に当たる人が安全に支援に当たれるように、本人の問題も、業務ストレスやトラウマも隨時ケアしていくような体制づくりが必要。
- 被害時、私は相談機関の利用に対して不安があり利用できなかった。それは私一人だけの感覚ではないと近年の調査からもわかっている。それらを払拭するにもトラウマインフォームド・ケアは有効だと考えている。
- また、社会にはトラウマインフォームド・ケアだけでなく、暴力そのもののへの理解促進や情報、対策の充実が必要とも思っている。予防、現場での安全確保や、回避策。あとはその後の人生の歩み方。参考にできるロールモデルの情報などは、もう徹底的に足りないというのが、当事者になってみて痛感した。
- 予防と現場対策とは、夜道を歩くな等の当事者に責任を帰すものでなく、性的同意についてやどういったことが性犯罪なのかについての社会的周知などが役に立つと考えている。それが充実していけば、予防につながっていくと思う。また回避方法として、危険を知らせるハンドサイン等があるが、こういった危機対策、回避方法がもっと充実していくと良いと考えている。
- もう一つ、足りなかつたのは、ロールモデルの存在で、これもとても必要。ロールモデルの存在は、当事者の回復力を上げる。私は、女性支援団体の近くで育ち、社会復帰する人を多く見てきたので、これまでの回復の道のりの15年間、すごく大変だったが、自分が治らないかもしれないとか、人生を取り戻せないかもしれない、戸惑ったことはなかった。それは多くの回復モデルを目撃してきたからだと思う。社会の手が届くところに、多くのロールモデルの情報があれば、それがとても当事者にとっていい効果を出すはず。
- 誰もが、安全な世界は作れると思う。この有識者検討会議で、被害当事者が自分の体験を話せるという場をいただき、このような場で皆さんとつながって、安全な世界、安全な日本、安全な大阪が作れるように、一緒に頑張っていけたらと思っている。

2 第1回有識者検討会議（5/27）における主な意見

(資料1により事務局から説明)

大岡座長)

- 今年度から警察庁の取りまとめにより、犯罪被害者等の支援のためのコーディネーターを設置するよう記載されている。大阪府は、犯罪被害者支援についてアドボカシーセンターに委託していると聞いているが、アドボカシーセンターにコーディネーターを設置するため、府として必要な予算を措置する必要があるのではないかと思う。
- また、被害者の診療については、ワンストップ支援センターか、協力医療機関のどちらかだけが担うのではなく、前回会議時、田中所長からもご意見いただいたように、双方にそれぞれのメリットがあるので、ワンストップ支援センターでの診療と、協力医療機関の拡充を両輪で実施していくことが重要ではないかと思った。

木村委員)

- 支援員がボランティアではなく、きちんとした仕事としてできるように、これからしっかりと

やっていただきたい。

また、支援センターと協力医療機関が、これからどう連携していくかが重要。

3 ワンストップ支援センター等にかかる府の取組

(資料2により事務局から説明)

北本委員)

- 支援センターの新しい通称が「ウィズユーおおさか」に決まったとのことだが、沖縄の支援センターはローマ字で「With you」なので、音で聞くと同じ。それでも大阪はこれでいくという理由を聞きたいのが一点。
- 二点目は、チラシについて、「いやや！」という文字があるが、これは私がぱっと見た時の印象で、性暴力にあった方が見たら、「いやや！」と言っていたら、こんな被害に遭わなかつた」というような印象を感じた。「助けて」とか「どうしよう」とか「困っています」とか、そういう言葉の方がいいのでは、という印象を受けた。
- あと、裏面の弁護士がアドバイスもしますよというイラストだが、実際、ウィズユーおおさかに連絡が来て対応させてもらう弁護士となると、おそらく女性の方が多いと思う。せめて男女両方を載せるといいなと思ったので、お伝えする。
- また、チラシの高校生への配布について、被害に遭うお子さんとなると小学校の方とかもいらっしゃると思うので、小中にも検討しても良いのではないか。

事務局)

- 新しい通称名が沖縄と同じことは認識しているが、候補の中から各委員に採点いただき、一番得点が高かった。英語とカタカナ表記の違いや、最後の「おおさか」で区分できるので、これでいきたいと思う。チラシは、今後、デザインや周知が行き渡る広報も検討したい。

平山委員)

- チラシは、少し色味が強いと思う。周知をしたいという目的の啓発のチラシと、被害にあった人に見てほしいチラシでは、テイストが違ってくると思うので、被害に遭われた人を想定しているものであれば、なるべく侵襲的でないものを作っていただくことが必要かと思う。
- 「いやや！」も、北本委員が言っていただいたご意見と同じことを思っていたが、「性暴力」という三文字の漢字自体が、リマインダーになる方もいるのでは、というのも少し気になる。先ほど、トラウマインフォームド・ケアの話もあったが、こういった啓発物を作る時もトラウマインフォームド・ケアの視点で配慮することが必要。印刷物については、もう刷られたということで難しいとは思うが、ホームページに掲載するデータは、これから修正できると思うので、また検討していただけたらと思う。

仁科委員)

- 私も「いやや！」という言葉を再検討いただきたいと思った。また、府内の高校生全員に配られるということで、非常に期待しているが、若年者の場合は、友達や相談室の方から情報を得る形になる。特にその若年層に向けてのチラシを作成される場合には、そのあたりの書きぶりとか、若年層のセクストーション被害やSNSの被害など非常に深刻になっているので、そういったことにも響くような内容にしていただけたらと思う。
- また、小学生、中学生の被害も非常に深刻。他県のワンストップ支援センターでは、小学校6年生、中学校2年生とか、高校1年生、大学1年生と学年を決めて、一斉に啓発をする、相談カードを配布することを継続して実施している。そういったことも少し考えていただけたらと思う。

○幼稚園、保育所などでの被害も非常に多いかと思うので、保護者の方への情報提供も必要だと思う。何種類もいろいろあって、大変だとは思うが、せっかくの機会なのでチラシを作成された時には、その辺りも配慮をお願いしたい。

大岡座長)

○今回、直前にチラシの案を出していただいたので、なかなか意見させていただく機会がなかつたが、やはり深く検討いただきたいところ。あともう作ってしまったから配布するのかというところは、1回配ることの弊害の大きさと、啓発を進めていかないといけないことの兼ね合いになるかと思う。しこりがないように、ご意見ある委員がいらっしゃいましたら、ご意見をいただいて、次に進めたいと思いますが。

八幡代表)

○私は大阪の人間ではないので、「いやや！」のニュアンスはわからないが、先ほどの「嫌って言えたら言っています」というご意見について、本当にそうだと思う。「嫌なことについて、ノーと言いましょう」っていうメッセージで、伝わるのかというのはすごく気になった。また、本チラシ制作の段階で、当事者の声が反映されていたのかと言う点も気になった。

大岡座長)

○ご意見を踏まえ、事務局で再検討をお願いします。他にご意見があれば。

木村委員)

○いろいろな見方があると思って話を伺っていた。「いやや！」と言えたらいいということであれば、「そう言いましょう」というニュアンスが伝わると、これはこれで被害を受けた方にとつては非常に辛い表現でもある。逆に、そうではない方々には「ちゃんと言えますよ」というメッセージにもなるし、どこにフォーカスを置くのかが難しいのかな、と思いながら聞いていた。

○それと、この全国共通フリーダイヤルと、ウィズユーおおさかの電話番号が掲載されているが、全国共通フリーダイヤルにかけた場合にも転送されて、ウィズユーおおさかに繋がるのか。

事務局)

○大阪府内で全国共通フリーダイヤル#8891にかければ、転送されて、通話料無料のまま、大阪府のワンストップ支援センターであるウィズユーおおさかにつながる。

木村委員)

○被害に遭われた一部の方の背景には貧困があり、携帯は持っているが、通話料を払えない方もいるので、通話料無料のままウィズユーおおさかにつなげてもらえるのは良いと思う。

○協力医療機関の拡充については、時間のない中、医療機関を集めていただき、感謝。これだけ短期間で、これだけの医療機関が増えたことは、非常に大きな功績。素晴らしい制度だと思う。

○ただ、私の病院でも起こった事象だが、小児科や外科の先生が何をしたらいいのか、ということを気にされて、協力医療機関に手を挙げるのを躊躇されたと聞いている。

○簡易でいいので、このような時にはこうしてくださいとか、男性や小児の場合で比較的被害から近い時間の時に証拠採取等はこのようにしてくださいなどの説明を、SACHICOのスタッフや久保田先生からでもいいので、周知いただければ、もっと多くの医療機関、多分野の医療機関が集まってくれると思う。

事務局)

○協力医療機関向けに、マニュアルを作成し送付している。今後、必要に応じ活用いただければ。

木村委員)

○産婦人科は大体わかってると思うが、他分野はちょっと難しいのでは、という現場の率直な疑問があったので、またよろしくお願ひする。

小幡委員)

○マニュアルについて、産婦人科には、私ども警察の方から公費支出の手続きや、証拠採取等を記載したものをお配りしているので、活用していただけたらと思う。

○協力医療機関の拡充について、約 30 機関拡充できるのは、警察としても非常にありがたい。これまで警察署から独自に受診依頼している医療機関もあるので、その関係性を生かして、拡充の必要性を訴え、新たに協力医療機関として参画いただけるよう働きかけていきたい。

北本委員)

○協力医療機関への協力金と、来年度から証拠物採取の謝金も検討すること。お金が出ることはすごく重要で、良いことだと思うが、協力金の1万5千円について、本来はもっと高いのであれば、今後、この対価の正当性の検討もお願ひしたい。

事務局)

○協力金の1万5千円について、性犯罪・性暴力被害者の診療は、通常より時間がかかることから、対応にあたる医師と看護師の2時間分の人件費としている。今回、これでスタートしたので、今後、委員のご意見も聞きながら、必要に応じ議論できれば。

大岡座長)

○協力金や証拠採取の謝金については、支援体制の構築には必要であることから、府と府警の方で、ぜひご検討いただきたい。

○なお、SANE（性暴力対応看護師）についても、被害者のケアに加え、ウォークインでの急な対応や、同行支援がない場合でも迅速な対応が可能となるため、被害者支援には非常に重要。府は、令和7年度から SANE 研修受講料の補助を開始したが、ぜひ来年度以降も継続をお願い。

4 ワンストップ支援センターと多機関との連携会議

(資料3により事務局から説明)

高野委員)

○新たな連携会議は非常にいい施策。運用にあたって、どのようなケースを議論するのか、既存の支援調整会議とのすみ分けを、今後、整理する必要があると思う。

田中委員)

○連携会議は、事前に協定を締結することだが、個人情報の取り扱いについて、調整していくしかないといけないと思う。

○大人であれば、本人の了承が基本かと思うが、我々が関係している子どもについては、家族からの被害も多く見られるので、なかなか保護者の了解を得にくい事情がある。

○了解なく、個人情報をやり取りするには、根拠が必要かと思うので、どのような整理になるかは、また教えてほしい。

4 医療機関との連携（同行支援、症例検討会）

（資料3により事務局から説明）

大岡座長）

- 同行支援の状況については、第1回検討会議でも支援員の不足という話があったが、これは全国的にも課題であると認識。ワンストップ支援センターが府の委託事業になる前は、どのように支援されていたかを整理する必要。
- 大阪では、警察に相談があった場合や、児童相談所、学校に相談があった場合は、誰がどのように医療機関や関係機関に繋いでいたのか、教えてほしい。

小幡委員）

- 警察では、相談があった場合、まず被害状況や負傷などを確認し、医療機関の受診の必要性を検討。必要があれば医療機関に連絡し、受診調整を行う。協力医療機関には、以前は警察から直接依頼していたが、今年度からワンストップ支援センターが府の委託事業になってからは、まず同センターに連絡し、受け入れ可能な医療機関を調整してもらうようにしている。
- 受診先が決まれば、被害者の同意を得たうえで、指定された受入れ可能時間に、医療機関まで同行するが、産婦人科での受診となるため、基本的には女性警察官が同行する。
- 同行支援については、被害者の負担軽減のために、待機場所の確保や、病院での受付の対応、医師への説明、診断結果の聴取に付き添う等がある。また、医療機関への対応としては、証拠採取の説明や証拠の受領、公費支出の説明とその手続きなどを行っている。
- 医療機関以外の関係機関へのつなぎ方としては、被害者から引き続き支援を受けたいと要望があった場合に、警察署と警察本部がアドボカシーセンターや関西カウンセリングセンターなどに連絡し、対応するようにしている。

大道委員）

- 学校では、養護教諭へ相談に行くことが一番多い。あとは担任の先生や部活の顧問に相談に行くが、そこに行っても、結局は養護教諭のところに相談が来るのが、学校では多い。
- その後、どこに繋いでいくかとなると、基本的には教員として、研修やその他で得た情報を伝えることになるが、医療機関等へ繋ぐ際は、学校から提案しても、子どもなので、最終的には保護者の判断となる。
- 実際、保護者の同意等が得られず行かないケースも聞いたことがあるし、高校生の例で、本人が医療機関にも行きたいというので、養護教諭が付き添った例も聞いたことがある。
- 子どもの場合は、教員が適切な関係機関等を知っていても、繋がらないケースがある。
- あとは、養護教諭自身が関係機関をあまり知らないという例も少し聞いた。養護教諭同士が連携し、関係機関を知ることや、校医さんに相談して、医療機関を紹介いただく例も聞く。
- 学校の中では、関係機関に繋ぐのは養護教諭が中心になって動いていくことになると思うが、全部繋がっていくわけではないのが現状だと思う。

田中委員）

- 児童相談所では、家庭内で被害に遭う場合や、家出中に被害に遭ってしまったお子さんが、家に帰りづらいとか、家では居場所がないため警察から保護してほしいという依頼があり、話を聞く中で、医療機関を受診する必要性が出てくる場合がある。
- 主に、一時保護中のお子さんの受診に付き添うことが多く、保護者が一緒に行っていただける場合は、お願いすることもあるが、家庭内で起こった被害の場合、家庭の中だけで対応することが困難なことから、児童福祉司や児童相談所の保健師等が一緒に受診することになる。今までは、SACHICO や児童相談所（子ども家庭センター）の近くにある医療機関等へ同行している。
- また、一時保護をしていなくても、地域で起こった被害のことで相談されてくる場合、保護者

で対応可能であれば、その保護者に医療機関を紹介し、行っていただくケースも稀にある。一時保護だけでなく、施設に入所されているお子さんであったとしても、その地域で被害に遭った場合は、当然、児童相談所にも相談があるので、受診に施設職員が同行する場合もある。

○一時保護中に一度 SACHICO で受診し、その後、性感染症の経過を見る必要があるなど、継続して経過を確認する場合には、引き続き、入所先の施設職員が同行する場合もある。このように、児童相談所が関わった場合は、同行支援をお願いするケースはほぼない状態で今まで来ている。

大岡座長)

○各機関で同行される場合や、同行できない場合は SACHICO に同行支援をしていただくことも多かったようだ。今回、現時点で新たに協力医療機関に手をあげていただいた 31 機関中 11 機関は同行支援が必要との回答。受診する医療機関の体制も様々だと思われるが、現場の意見を聞きながら、支援していただきたいと思う。

4 学校における性に関する指導

(資料 3 により事務局から説明)

大道委員)

○学校における性教育は、すごく差があるのが現状だと思う。性教育というのは、包括的な考え方で、広く様々な教科等を横断した形になる。

○そこをきちんとカリキュラムを組んでしっかりやっている学校もあるが、授業のコマ数のうちで性教育を実施するとなると、学校の規模、教員の数も関連してくると思う。

○学校の子どもへの性教育について、段階的に学ぶカリキュラムのモデルのようなものは、既に実施している学校の例が示されてはいる。性暴力も含めて、広い意味でやっていくための雛形に近いものも欲しいというのが一つ。

○あと実際には、教える側の教員の知識に幅があると思う。どうしても、性に関わることは、学校の中では養護教諭と言われ、養護教諭を中心にやってほしいとなるが、保健体育だけでなく、やはり担任、特に小中学校は、担任が性教育ができるようにする必要。

○そのための研修プログラムを、各方面の専門の先生方と一緒にカリキュラムを作り、性に関わる幅広い研修を、難しいがやっていかないといけないと、個人的には思う。

八幡代表)

○病院や警察、行政の網にかからない人はたくさんいるが、教育は、加害者も被害当事者も全員が通ってくるので、そこに凄く期待している。

○何が暴力で、どのような SOS を、どこに訴えられるのか、という基本的なことが伝わるようになっていいって欲しい。私たち被害当事者は、一番、被害の中身を知っているので、一緒に何かできればと思っている。

5 意見交換

高野委員)

○被害者支援条例についてお話しする。被害者支援条例は、経済的支援や相談窓口の設置、情報提供、生活再建のサポートなど、犯罪被害者が平穏な生活を過ごせるよう市町村が制定する条例。

○現在、大阪府下における同条例の制定状況は、43 市町村中 17 市町村で、その割合は 39.5% に止まっている。関西圏で大阪府以外は、90 から 100% の制定率となっており、大阪は全国的に見てもかなり低い状況。

- 令和3年12月に発生した北新地のクリニック放火殺人事件では、26名の方が亡くなられていますが、その中で市町村から見舞金を受けられた遺族もいれば、受けられなかった遺族もいる。同じ被害にあっても、居住地によって支援に差が出ており、日本のどこで被害にあっても等しく適切な支援を受けることができるよう、全ての自治体で被害者支援条例を制定する必要。
- 現在、警察としては、未制定の市町村に対し、同条例の制定を働きかけているが、警察だけでは限界がある。他機関・団体からも、機会があれば条例制定の働きかけをお願い。

仁科委員)

- 11月に内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」の一環で、大阪府内に設置されている男女共同参画センター30箇所でも講演会や啓発のキャンペーン運動を行うので、ワンストップ支援センター「ウィズユーおおさか」も周知していただければ。また、男女共同参画の取組として、小中学校などでデートDVの出前講座をやっているので、ぜひ連携して、情報提供などを行っていただければと思う。
- 予防教育や中長期支援では、府内市町村でも女性・男性相談等を実施しており、その中で過去の被害に起因する生きづらさとか、困難が語られている。相談員の研修でも、トラウマインフォームド・ケアなどをテーマに実施する場合もあるが、もう少し体系的に男女共同参画課と連携されてもいいのかなと思った。
- 府内市町村でも、困難女性支援法関連で支援されているところが出てきている。主にDV等の対応という研修内容が中心かもしれないが、ぜひ連携されて、中長期支援の連携体制を作っていくのが重要かと思う。

八幡代表)

- 今回、このような場に呼んでいただきてとても嬉しい。アメリカの活動の中に、「私たちのことを、私たち抜きで決めないでほしい」というスローガンがある。
- 私たちは当事者であるということで、イコール私たちの問題の専門家だと考えている。決して客体ではないので、ぜひ混ぜていただければと思ったし、どんなサービスもフィードバックなしには向上していかないと考えている。
- 皆さんに提供されているのもサービスだと思うが、私たちは適切なフィードバックができる存在で、一緒にそれがどう変わっていくのかというのを考えることができる存在。ぜひ今後もこういう場に、一緒に考える存在として、当事者が入っていけるようになるといいなと思っています。

大岡座長)

- 八幡様ありがとうございます。八幡様からは、初めにトラウマインフォームド・ケアということでお話をいただいたが、今後、大阪府において、このような課題を考えるときに、そのトラウマインフォームドの視点、そして当事者を中心とした発想で、ご対応をお願いする。